

# 宇和島市住宅リフォーム補助事業 手引き（令和3年度版）

住宅の増改築やリフォーム工事費用の一部を補助いたします。

住環境の整備の推進や、地域経済活性化のための制度です。

必ず、工事着工1週間前まで  
に申請してください。



宇和島市建設部建築住宅課

電話：0895-49-7028（課直通）

令和3年4月1日改訂

## 【申請受付期間】

令和3年4月1日～予算終了まで

## 【補助の対象となる人】 ※すべての項目に当てはまる人が対象です。

- 市内在住の人（宇和島市の住民票が取得できる人）
- これまで同補助金の交付を受けていない人
- 住宅に居住する人（同じ世帯の人）全員が納期の到来した市税等を完納している人
- 住宅に居住する人全員の、令和2年1月～12月の所得総額が**550万円以下**の人

ただし、令和4年3月31日時点で18歳以下の子どもとその親が属する世帯については、所得総額550万円に子ども1人につき100万円を加算した金額以下

18歳以下の子どもの人数	所得総額
0人	550万円以下
1人	650万円以下
2人	750万円以下
3人	850万円以下

※ 所得とは、年収（売上・年商）から所得控除額（必要経費）を差し引いた額です。



所得額とは、下の図の赤枠に記載されている金額です。

令和3年度(令和2年分) 宇和島市 市県民税 所得課税証明書

現住所 愛媛県宇和島市

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

所得の区分	所得金額(円)	所得の区分	所得金額(円)	控除区分	控除額(円)	区分	内訳
(給与収入) 給与	( )	事業・雑		雑損		控除対象配偶者	有り
営業等		短期譲渡		医療費		扶養 障害者	(内同居) 老人 ( ) 人
農業		長期譲渡		社会保険料 小規模企業			特定 その他 16歳未満 ( ) 人
不動産		山林		生命保険料 地震保険料		(内同居) 特別障害 その他障害 ( ) 人	
利子		退職		配偶者特別		本人	
配当		株式等譲渡等		基礎			
(公的年金収入) 雑	( )	総所得金額		合計所得金額			
譲渡・一時		合計所得金額				課税標準額	

市県民税 (円)		県民税 (円)		年税額 (円)
所得割	均等割	所得割	均等割	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日  
愛媛県宇和島市長 岡原 文彰

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

宇和島市 (受給者番号) \_\_\_\_\_

支払を受ける者 (氏名) \_\_\_\_\_

給与・賞与 (円) \_\_\_\_\_

給与所得控除後の金額 (円) \_\_\_\_\_

控除対象配偶者 (有無) \_\_\_\_\_

配偶者特別控除の額 (円) \_\_\_\_\_

控除対象扶養親族の人数 ( ) \_\_\_\_\_

扶養親族の人数 ( ) \_\_\_\_\_

社会保険料等の金額 (円) \_\_\_\_\_

生命保険料の控除額 (円) \_\_\_\_\_

地震保険料の控除額 (円) \_\_\_\_\_

住宅借入金等特別控除の額 (円) \_\_\_\_\_

基礎控除 (円) \_\_\_\_\_

課税所得 (円) \_\_\_\_\_

所得税 (円) \_\_\_\_\_

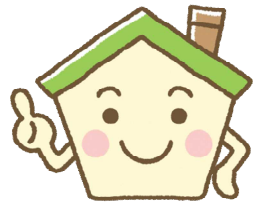
住民税 (円) \_\_\_\_\_

合計 (円) \_\_\_\_\_

受給者生年月日 \_\_\_\_\_

### 【補助の対象となる住宅】

- 市内にある持ち家住宅（申請者本人、配偶者、親または子名義の住宅）
- これまで同補助金の交付を受けていない住宅
- 建築後、**10年以上経過した住宅**
- 所有者がリフォームを承諾している住宅
- 集合住宅においては、申請者が居住している部屋（賃貸している部屋は不可）
- 併用住宅（店舗兼住宅）においては、居住している部分のみ  
（延べ面積の1/2以上を居住用としていること）



### 【補助の対象となる工事】

- 補助対象工事費が**50万円以上**であること（消費税及び地方消費税含む）
- 市内に本店、支店等のある建築業者等が工事の主たる施工業者であること  
※市内の店舗で工事請負契約を締結できる施工業者が対象となります。
- その他、対象となる工事については、別紙「宇和島市住宅リフォーム補助制度に係るQ&A」の対象工事一覧表参照

### 【補助率】

補助対象工事費の**10%**（1千円未満切り捨て）、**上限20万円**

ただし、令和4年3月31日時点で18歳以下の子どもとその親が属する世帯については、工事にかかった費用の**15%**（1千円未満切り捨て）、**上限30万円**

### 【注意事項】

- 補助金交付申請は、必ず**補助対象工事着工1週間前まで**に手続きをしてください。  
**工事着工後の申請については、補助対象外**となります。
- 補助金交付申請後の**増額変更はできません**ので、申請前に十分検討してください。
- 申請書等の**書類が揃った時点で受付**となります。予算がなくなり次第終了します。
- **令和4年3月29日（火）までに完了実績報告書が提出できる人**が対象となります。

## 【提出書類】

### 1. 交付申請時

- ① 宇和島市住宅リフォーム補助金交付申請書
- ② 工事請負契約書または請書の写し
- ③ 工事内訳見積書の写し
- ④ 住宅の全景写真と補助対象工事をする箇所の写真
- ⑤ 住宅の所在地が特定できる地図の写し
- ⑥ 固定資産評価証明書、登記簿謄本など、所有者及び建築年数が証明できる書類  
発行場所：市役所 5 階税務課（登記簿謄本は法務局）
- ⑦ 住宅に居住する全ての人の住民票の写し（「世帯全員」で続柄記載のもの）  
発行場所：市役所 1 階市民課
- ⑧ 住宅に居住する全ての人の令和 3 年度（令和 2 年分）所得課税証明書  
※ 所得のない方も提出が必要です。（18 歳以下の学生は除く）  
※ 6 月中旬までに申し込む場合は、令和 3 年度の所得課税証明書の発行ができませんので、源泉徴収票など所得の確認ができるものを提出し、工事完了実績報告書を提出するときに、所得課税証明書を添付してください。  
発行場所：市役所 5 階税務課または 1 階市民課
- ⑨ 住宅に居住する全ての人の市税等に未納がない証明書  
発行場所：市役所 5 階納税課
- ⑩ 住宅の所有者が、申請者と別世帯の親または子の場合は、その関係が分かる書類  
発行場所：市役所 1 階市民課（戸籍謄本など）
- ⑪ 住宅の所有者が申請者以外である場合は、住宅所有者の承諾書（共有名義人を含む。）
- ⑫ 申請者がリフォーム工事完成後に当該住宅に住民票を異動する場合は、誓約書
- ⑬ 補助対象住宅が併用住宅である場合は、住宅の平面図

### 2. 工事完了後

- ① 宇和島市住宅リフォーム工事完了実績報告書
- ② 補助対象工事をした箇所の工程写真と完成写真
- ③ 工事代金領収書の写し
- ④ 増改築工事で確認済証を受けた場合は、完了検査済証の写し
- ⑤ 工事内容が変更となった場合は、工事請負変更契約書（変更請書）、変更後の工事内訳見積書の写し  
※ 補助対象工事額が増額となった場合でも、補助金の増額は認められません。
- ⑥ 補助金請求書（請求日抜き）  
※ 請求日は、交付確定後の日となります。

## 【手続の流れ】

- ① 申請者：補助金交付申請書等を建築住宅課に提出 **※工事着工 1 週間前までに**



- ② 市：事業計画内容が補助対象になるか審査し、対象となった場合に補助金交付決定通知書を送付



- ③ 申請者：リフォーム等の工事施工

※ 補助対象工事をする箇所の工程写真と完成写真が必要となります。



- ④ 申請者：施工業者へ工事代金支払い



- ⑤ 申請者：完了実績報告書等を建築住宅課に提出



- ⑥ 市：完了実績報告書等を審査し、補助金交付額の確定通知書を送付



- ⑦ 申請者：補助金請求

※ 完了実績報告書等の提出時に**請求日を空白**で提出してください。

※ 完了実績報告書の審査により、補助金の確定額が交付決定通知額から変更となる場合は、再度請求書を提出していただきます。



- ⑧ 市：補助金請求書に基づき、申請者の指定口座に補助金振込

※ 請求日から 30 日以内